

## 尾鷲市農業委員会 令和6年3月定例会 議事録

1. 開催日時：令和6年3月5日（火）午前10時00分から午前10時40分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館1階小会議室（円卓）
3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村	敦夫
委員	1番	船津	貫一
	2番	野田	泰史
	3番	黒	次美
	4番	塩津	史子
	5番	庄司	和稔
	7番	野地	長生
	8番	大川	治夫

農地利用最適化推進委員	北村	都志雄
	濱野	薫久

### 4. 欠席委員

### 5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. 非農地証明願いについて
3. その他

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山	有朋
事務局次長	野田	憲市
事務局書記	大川	健志

### 7. 会議の概要

議長

皆さんおはようございます。定刻より早いですが、3月農業委員会定例会を始めますのでよろしくお願いいたします。早速、議案に入りたいと思いますが、本日の署名委員は5番〇〇さん、7番〇〇さんよろしくお願いいたします。それでは審議に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可についてご審議願います。事務局よろしくお願いいたします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号は1番、所在は尾鷲市〇〇番〇〇で地目は田です。面積は〇〇㎡です。譲渡人は名古屋市〇〇の〇丁目〇〇番地〇〇号の〇〇さん、〇〇さんです。譲受人は三重県〇〇の〇〇番〇〇号の〇〇さんです。

申請理由としましては、譲受人が所有権の移転により当該農地を取得し、果樹を栽培するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いいたします。

議長

それでは〇〇委員さんよろしくお願いいたします。

〇〇委員

それでは15ページの位置図をご覧ください。この位置図で言いますと上側が尾鷲市内で国道42号線の南側に進んでもらって、消防署の前を通過して、今なくなったのですがケーズデンキの跡地、その前の国道を挟んで丸で囲まれたところが申請地です。続きまして9ページの公図をご覧ください。この申請地は昭和〇〇年に〇〇さんが相続した〇〇番〇〇から昭和〇〇年に分割された〇〇番〇〇の〇〇㎡を平成31年に〇〇さん、〇〇さんが譲り受けるものであります。今回この申請地を取得して営農計画書にも示されているように果樹の作付けを行いたいとのこと。なお、16ページには現況写真がありますが、赤く囲まれているところが申請地です。この状況であればゆずの栽培が可能であります。

以上のような内容での審議をお願いいたします。

議長

紹介ありがとうございました。皆さん何かご質問はありませんか。

〇〇委員

この申請地は国道に面しているのですか。

〇〇委員                    そうですね。歩道はありますが面しています。

〇〇委員                    車が入っているような跡がありますけど。

〇〇委員                    分筆された隣地に車が入れるような土地でしてそれが写っていますね。

皆さん他に何かありませんか。ないようですので採決を取ります。議案第一号に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい挙手全員。これにて許可いたします。続きまして、議案第2号非農地証明願いについてご審議願います。事務局願います。

事務局                    議案第2号、非農地証明願いについて説明させていただきます。所在は尾鷲市〇〇町〇〇番〇で地目は畑です。面積は〇〇㎡です。

申請人は津市〇町〇丁目〇番〇〇号〇〇号の〇〇さんです。申請理由としましては本申請地は昭和〇年に本件土地上の住宅を取得した後、住宅敷地として利用してきており、令和5年に建物を取り壊しました。現在も農地として利用していない為、非農地証明の申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしく願います。

議長                        〇〇委員さんよろしく願います。

〇〇委員                    はい、概要につきましては、ただ今事務局から説明があったとおりです。土地所有者の津市〇町〇丁目〇番〇〇号〇〇号の〇〇さんは祖父の〇〇さんが昭和〇〇年〇〇月に申請地番〇〇番〇の地目畑の〇〇㎡に住宅を建て敷地として利用した後に死亡し、遺産分割協議をしないうちに相続人が死亡して次の相続が開始された状況の数次相続で相続しました。

相続後、住宅敷地として利用していたが、令和5年7月21日建物を取り壊しました。それでは11ページの家屋取り壊し前の地番写真と12ページの取り壊し後の地番写真をご覧ください。11ページの家屋と緑地が写っている〇〇番〇のメガネ地でL字型土地で12ページの写真は、緑地整備と家屋解体後の〇〇番〇のメガネ地です。

なお、固定資産税は7ページの評価証明書で宅地で課税されております。尾鷲郵便局から直線で約〇〇m位のところです。ご審議お願いします。

議長 　　ただ今紹介がありました。ご質問はございませんか。

〇〇委員 　　異議なし。

議長 　　異議なしの声が上がりましたので採決を取ります。議案第2号に賛成の方は挙手を。

（挙手全員）

はい、挙手全員。これにて非農地証明を発行いたします。

続きまして、第3号のその他に入ります。尾鷲市農地バンクの登録申請について事務局からお願いします。

事務局 　　机上にあります。尾鷲市農地バンクについての資料をご覧ください。要綱では農業委員会で協議を行って問題がなければホームページ上に公開することとなっておりますので今回準備させていただきました。申請者の方は〇〇にお住いの〇〇さんという方で、位置については航空写真をご覧ください。表になっているものと航空写真がホームページに上がります。条件等については申請書に記載されているとおりです。以上です。

議長 　　はい、何かご質問はございませんか。

〇〇委員 　　賃料とかの相場はあるの。

事務局

相場はこちらでは把握していませんが、賃料等については相談に応じて設定していくことになると思います。

〇〇委員

全体図とかもあれば位置が分かりやすいかもです。

事務局

そうですね。ホームページには全体の航空写真も上げることになります。

議長

皆さん他にありますか。ないようですのでこちらの内容で登録をお願いいたします。ありがとうございました。以上で審議案件は終わりました。皆さんから何かございますか。ないようですので3月農業委員会定例会を終わります。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員

